

特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に係る意見募集に対して  
提出された意見及び総務省の考え方

- 意見募集期間：令和8年3月11日（水）～同年4月9日（木）
- 意見提出件数：1件（法人0件、個人1件）

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>改正案を支持しますが、特定実験試験局の周波数範囲を定めるにあたり、通信を生活必需品として低価格に保つ視点を強く入れてください。</p> <p>実験試験局の周波数拡大は5G・6Gなどの技術進化を加速させますが、大手通信会社の寡占状態が変わらないままコストが利用者に転嫁されれば、通信料金の高止まりや地方のデジタルデバイドが悪化します。特に高齢者・低所得層・氷河期世代にとっては、通信費負担増が命に関わる行政手続きや医療アクセスを阻害します。行政が無線周波数を推進するのであれば、以下の点を併せて検討すべきです</p> <p>：大手通信会社の携帯電話料金と光回線の公共料金化（基本プラン月額3,000円以下の上限設定、シンプルプラン限定）</p> <p>MNPのさらなる簡易化、手数料・解約金の禁止</p> <p>高齢者・低所得層が通信を使わなくても行政サービスを受けられる紙・対面・電話の代替手段の完全保証</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本意見募集は特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に係る意見募集であり、通信料金に関する御意見については本意見募集の対象外です。</p>	無

	<p>これ以上「技術進化のため」のコストを国民に負担させるループを終わらせ、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築してください。告示案に通信の公共料金化と格差是正の視点を強く反映することを求めます。</p>		
--	--	--	--